

報告第7号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和元年5月25日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成31年4月15日（月）9時10分頃、南風原町字兼城658番地南風原小学校校内において、給食を配送するため駐車場の脇より進入したが、給食受取室に別業者の車両があり、その車両に進路をゆずるために配送車を右の空きスペースに片付けるため進入した。その時に配送車の右側後方部と相手車両左側テールランプが接触して相手車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 97,168円